

令和7年3月1日解除となる四国経済産業局所管の指定旧供給地点の解除一覧

通し 番号	事業者名 (法人番号)	団地名	所在地		①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア≤50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≤他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					③解除基準 小売料金が3年間下落か つ経過措置料金メニュー の需要家≤自由料金メ ニューの需要家	備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
1	エナジー・ワン株式会社 (4500001000457)	道後台	愛媛県	松山市	○	49.8%	○	0.0	0.0	0.0000	≤	0.00	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	大ーガス株式会社 (6500001002451)	つばきニュータウン	愛媛県	松山市	×	74.0%	○	0.0	17.0	0.0000	≤	22.97	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	イワタニ四国株式会社 (4470001000592)	ニッセキ北島団地	徳島県	板野郡北 島町	×	55.4%	○	0.0	7.0	0.0000	≤	12.64	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。